

（別表）袖ヶ浦福祉センター　運営形態比較表

項目	【現行制度（指定管理）】	【現行制度（指定管理）の運用改善の例】		【その他の運営形態の例】	
	公募・５年	公募・１０年	非公募・５年	直営	民間移譲
○制度の形態（特徴）	○管理権限を指定管理者に委任するため、利用許可等の行政処分を含めて、すべての業務を指定管理者が行う。 ※法令上地方公共団体あるいは長に専属的に付与されたものは除く（目的外使用許可など）。			○支援員等は県で直接雇用する。 ○その他の業務（設備点検等）については、個別の業務ごとに委託契約を行う。	○県立施設としては廃止し、民間施設として運営されるよう民間団体に移譲する。（土地・建物を貸付又は譲渡）
○法的性格	○指定（行政処分的一种）により、施設管理権限を委任。			○私法上の契約関係。	—
１ 管理権限	○指定管理者			○設置者たる地方公共団体	○移譲を受けた団体
(1)行政処分	○受託者が可。管理業務の効率化・迅速化が図られる。			○受託者は不可。県が直接処分を行うこととなる。	—
(2)管理基準等	○条例で定める。			○契約で定める。	—
２ コスト面					
(1)経費節減	○弾力的な人員配置、維持管理契約の一括化により、コスト削減が図られる。			○県の給料表が適用され、人件費が過大になる可能性あり。	—
(2)利用料金制	○採用可。指定管理者の収入とすることができ、サービス向上のインセンティブとなる。			○採用不可。県の歳入として使用料を徴収することになる。	—
(3)相手方決定	○議会の議決を経て決定。			○議会の議決は不要	○議会の議決は不要（土地・建物を譲渡する場合は、必要になることがある。）
4)契約期間	○議会の議決を経て決定。			○契約で定める	—
３ 再委託	○可。一括契約や民間同士の契約により、コスト削減が図られる。			○原則として禁止されているが、書面により県の承諾を得た場合は可。	—
４ 設置者としての責任	○地方公共団体			○地方公共団体	○移譲を受けた団体
利用者に損害を与えた場合	○協定に基づく危険負担表により、管理者として注意義務を怠ったことによるものは指定管理者負担、それ以外のものは県負担。			○契約書により、委託業務の処置に関し発生した損害のために必要を生じた経費は受託者負担、その損害が県の責に帰する理由による場合は県負担。	○移譲を受けた団体の負担
５ 適正な業務執行を確保するための県の関与					
(1)根拠	○地方自治法（県は受託者に対して、一般的に監督権限を有している。） ○社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法（県は指定事業者に対して、指導監査等の権限を有している。）			○雇用契約（県が支援員を指揮命令できる。）	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。
(2)監督権行使の手法	○指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ議会の議決を経るとともに、「選定手続き」、「業務の範囲」及び「管理の基準」をあらかじめ条例で定める。 ○指定管理者は、毎年度終了後、県に事業報告書を提出しなければならない。 ○毎年の管理運営状況を確認し、中間年度には、外部有識者による第三者評価を実施する。その結果、改善が必要な場合は適宜指示することができる。 ○社会福祉法等に基づき、条例に定める人員、設備及び運営に関する基準への適合状況等について、定期的に監査・指導を行う。適正な運営が行われていない場合は、勧告や、勧告に係る措置をとるよう命令することができる。			○雇用主である県が直接雇用するため、県が支援員を直接指揮命令できる。	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。
(3)実効性の担保	○県の指示に従わないとき等には、必要に応じ、指定管理者の指定の取消し等を行うことができる。 ○社会福祉法等に基づく基準に沿った適正な運営ができない場合等には、必要に応じ、障害者支援施設の指定の取消し等を行うことができる。			○指示に従わない場合は、雇用契約に基づき解雇できる。	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。

検証中

項目	【現行制度（指定管理）】	【現行制度（指定管理）の運用改善の例】		【その他の運営形態の例】	
	公募・５年	公募・１０年	非公募・５年	直営	民間移譲
メリット	○使用許可の実施、利用料金制など、受託者の裁量は広く、民間のノウハウを活かしたサービス向上、経営の効率化が行われる。				
	○選定手続における公平性・透明性が確保できる。 ○管理運営業務について、定期的に見直す機会が確保できる。 ○受託者が次回の選定を意識し、緊張感を持った施設経営とそれに伴うモチベーションの向上が期待される。	○選定手続きにおける公平性・透明性が確保できる。 ○事業の継続性・安定性を確保できる。 ○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築により、支援の質の向上が図られる。 ○ある程度、長期的な雇用の確保が図られる。 ○入所者の特性を踏まえた、計画的な人材育成が図られる。	○管理運営業務について、定期的に見直すことができる。 ○事業の継続性・安定性を確保できる。 ○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築により、支援の質の向上が図られる。 ○長期的な雇用の確保が図られる。	○県が直接施設を運営するため、県の運営責任が明確になる。 ○施設運営に県の方針を直接反映できる。 ○職員が公務員となることで、長期的な雇用の確保が図られる。	○民間団体の責任において、より機動的・弾力的な運営が行われる。 ○県の財政負担が軽減される。
デメリット	○受託者の裁量が広いことから、業務のチェック体制を規定しているが、今回の袖ヶ浦福祉センターのように重大な事項が県に報告されないと、チェック体制が十分に機能しない。				
	○指定期間の定めがあり、長期的な雇用の確保が困難。 ○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築や、支援技術の蓄積・継承に困難が生じるおそれがある。	○管理運営業務について、定期的に見直すシステムを構築する必要がある。 ○公の施設のあり方の見直しを速やかに反映させることが難しい。 ○長期にわたる必要な委託料を見込むことが困難であるため、あらかじめ、仕様書に委託料の精算ルールを決めておく必要がある。 ○受託者の緊張感やモチベーションが維持されなくなるおそれがある。	○非公募とする客観的かつ合理的な説明がない場合、選定手続における公平性・透明性を十分に確保できない。 ○競合団体がないことから、サービス向上への創意工夫のモチベーションが上がりにくい。 ○受託者の緊張感やモチベーションが維持されなくなるおそれがある。	○意思決定や予算執行に関する法令等の縛りが強く、機動性・弾力性に欠ける。 ○施設の経営や利用者支援については、民間にノウハウのある分野であり、民間に委託した方が質の高いサービスが期待できる。 ○県のノウハウでは、専門職員の育成が困難。 ○身分保障、横並びの給与体系などにより、サービス向上への創意工夫のモチベーションが上がりにくい。 ○新たに多数の支援員等の職員を県が直接雇用することは、現実的に相当困難。	○これまでのような、県立施設としての県の方針を反映させられなくなる。 ○何らかの形で、現在の袖ヶ浦福祉センターの機能を担える民間施設を確保する必要があるが、現時点で直ちには困難。
備考				※設備点検や給食等、一部の業務を個別に委託することは可能。 ただし、施設の主目的である利用者支援に係る業務を委託することは、管理者（県職員）が、支援員（委託先の団体の職員）を直接指揮することができないため、望まれない。	